

## 行 動 計 画

業種	医 療	策定	令和4年3月23日
企業名	医療法人大村共立病院		
計画期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間		
目標1	<p>◎育児休業の取得率向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画期間内に女性の育児休業取得率を上げる。 女性 取得率100%以上を維持すること</li></ul>		
対策	<p>令和4年4月～ 各種制度の職員への周知 令和4年5月～ 休業等取得・利用者に対する相談窓口の設置</p>		
目標2	年次有給休暇の取得率を各70%以上にする		
対策	<p>令和4年4月～ 各職員への周知・啓発 令和4年10月～ 半期の取得状況の把握と業務改善 令和5年4月～ 1期分の集計とフィードバック</p>		

# 医療法人力メリア

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日～令和 6年 3月 31日

### 2. 当院の課題

女性の採用や管理職は多い環境であり、就業継続が短い傾向にあり、出産する女性職員が常時存在する。育児休業後の職場復帰率は高いが、子育て中の職員は、特にコロナ禍により保育園等で陽性者が出ていた場合子供を保育園に預ける事ができなかったり子供の病気等で急な欠勤、早退勤務変更等で育児でのストレス等を抱えている現状このために職場全体で「お互い様」の風土作りと育児中の職員のメンタル面のフォローを行う必要がある。

### 3. 目標

育児休業より復職した職員が、その後の勤務継続期間3年以上の割合を80%以上とする。（現在60%）

### 4. 取組内容と実施時期

#### 取組1：育児休業より復職後の職員に対する勤務形態等の考慮

- 令和 4年 4月～妊娠中、産前・産後休業や育児休業からの復帰後の職員が相談できる窓口等の設置
- 令和 5年 4月～育児休業中の職員に対して、復職後の勤務形態を確認するため面談又は電話連絡を行い、希望者については育児短時間勤務等申し出るよう促す。

#### 取組2：3歳未満の子を養育する職員に対する面談等の実施

- 令和 4年 4月～職場復帰後、家庭と仕事の両立ができるか、悩みやストレスの状況等を聞くための面談又は電話を行う。
- 令和 5年 4月～3歳に満たない子を養育する職員に対して育児のための所定外労働の免除及び深夜業の制限についての説明を行う。